

特別支援教育コーディネーターによる校内資源の活用と関係機関との連携

植 木 田 潤

キーワード：特別支援教育コーディネーター，スクールカウンセラー，養護教諭，関係機関との連携

1. はじめに

特別支援教育コーディネーターの重要な役割の一つとして、校内外にあるさまざまな資源との連絡・調整の要となること、子ども一人一人の教育的ニーズを把握して、より適切な指導方法やかかわりの工夫などを校内全体で共有していくための連絡・調整を行うことが挙げられる。つまり、校内体制における連絡・調整の役割と校外の関係機関との連絡・調整の役割という、2つの連携の要となることが求められているのである。どのような支援・援助を展開していくかは、子ども一人一人の実態や校内体制等の時宜に応じて選択されることになるので、校内外の諸資源の役割や特徴を十分に把握した上で協働の体制を構築していく必要があると考えられる。

校内体制を形作るに際しては、学級や学年間の連携の体制を考えるだけでなく、養護教諭やスクールカウンセラーといった教科指導や学級担任等の役割を持たない校内資源の活用も視野に入れる必要がある。養護教諭やスクールカウンセラーは「指導」よりも「支援・援助」の役割を専門性として持っているという意味で希有な存在であり、かつ特別支援教育の推進にあたって重要な役割を果たし得る存在ともなっている。特別支援教育コーディネーターは、こうした校内諸資源の役割や機能も把握し、その活用を考えておくことが重要となる。

また、校外の関係機関との連携に際して、特別支援教育コーディネーターは子どもの学校生活を中心に家庭生活と地域社会生活とを繋ぐような役割も求められているが、家庭生活や地域社会生活の中では、保健師や福祉系のコーディネーター等の関係機関の他職種も多数存在しており、そうした関連諸機関とどのように連携していくのか、その役割や機能についても考えておく必要があるだろう。例えば具体的な場面として、子どもの生涯を見渡した上での就学前から卒業までの移行支援の体制の中での関係機関との連携などが必要であると考えられる。

このように、特別支援教育を推進する動きの中で、特別支援教育コーディネーターがどのように校内の養護教諭やスクールカウンセラー、あるいは校外の関係機関と連携すればよいのか、どのようにその専門的な知見や技量を活用していけば、子どもの支援・援助をより充実したものとするかを実態に沿って検討してみたい。

2. 特別支援教育におけるスクールカウンセラーの学校内での位置づけ

現在のスクールカウンセラー事業は、平成7年度に当時の文部省（現文部科学省）によって始められた「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」に端を発しており、文部省から全国47都道府県への委託事業として始められたものである。初年度は154名のスクールカウンセラーからスタートした事業は学校現場に大きな成果をもたらし、その役割の重要性と成果が全国の学校現場へ浸透するのに伴って、早い時期から都道府県教育委員会だけではとどまらずに、各市町村教育委員会で独自にスクールカウンセラーを活用する動きも見られていた。現在では、全国の各中学校に1名のスクールカウンセラーを配置しようかというほどの勢いになっており、これは裏を返せば、児童・生徒および保護者、教職員等の学校関係者にとって、「心の問題」に対応するニーズが増していることを示唆しているようである。しかし、そのニーズの増加に伴って、さまざまな課題も同時に浮上してきている。例えばそれは、スクールカウンセラーの勤務体制の問題や派遣校とそうでない学校との

間の児童・生徒に対するケアの格差の問題、学校内でのスクールカウンセラーの活用の仕方の問題などである。

スクールカウンセラーという存在、その役割と意義については、現在では一般においてもかなりの程度認識されつつある状況ではあるが、学校教育の歴史の中では比較的まだ新しい存在である。それゆえに、学校現場においては、スクールカウンセラーは未だ異質な存在として無意識的な抵抗感が生じる場合もあるだろう。さらには、自治体の抱える予算等の事情次第ではスクールカウンセラーの配置そのものが困難な場合もあり得る。このようにスクールカウンセラー事業は流動的であると考えることもでき、その体制整備にはさまざまな課題が残されている状況である。

ところで、当初「登校拒否児の増加」「いじめ」への対応が主に想定されていたスクールカウンセラーは、特別支援教育の推進において、どのような役割で貢献できるのだろうか。従来の学校組織の中では、「生徒指導部」や「児童指導部」等の名称で校内体制が既に整えられている。中でも「教育相談」という枠組みでは、児童生徒の心の問題や保護者の心情にもアプローチして多くの成果を挙げていることから、特別支援教育の対象となるような児童生徒の問題についても、後からやってきたスクールカウンセラーが、校内の既存の組織体制と競合するような事態は避けるべきであると考えられる。

本プロジェクト研究の一環としてH17年2月に実施した「小学校・中学校の特別支援教育の推進に関する調査」の中で、特別支援教育の推進におけるスクールカウンセラーの役割として関連する調査項目を設けて、その実態を明らかにすることを試みた。

「Q.15スクールカウンセラーについて」という項目の中で、「(1) スクールカウンセラーが特別支援教育に関わっていますか?」という質問に対して、「ア 関わっている」と回答したのは、小学校において12.2%であり、中学校においては28.0%であった(回答総数=881校)。また「関わっている」と回答した学校に対して、「(2) スクールカウンセラーの機能を特別支援教育上でどのように活用しているか」という質問を実施したところ、「教員が児童・生徒の対応に困った時に相談」という回答が最も多く、小学校74.5%、中学校81.2%であった。次いで「保護者にスクールカウンセラーに相談するよう紹介」という回答が多く、小学校70.9%、中学校79.7%であった。さらに中学校においては、「児童・生徒にスクールカウンセラーに相談するよう紹介」で、60.1%という回答を得た(図1)。

この調査結果から明らかとなったのは、特別支援教育におけるスクールカウンセラーの位置づけが校内体制そのものへの関与ではなく、教員、あるいは保護者と児童生徒に対する個別の相談・支援の対応が求められている実態である。(中学校において児童・生徒への直接支援が多いのは、スクールカウンセラーの配置が主に中学校を中心に進められていることと関係があると予測される。)これは、特別支援教育コーディネーターが校内の体制整備や教職員間の連絡・調整することが中心的な役割であるのに対して、スクールカウンセラーは、よりその本来の専門性を発揮して、個への直接的な対応、つまり児童生徒の心の問題や行動上の困難にアプローチしていると考えられることも可能だろう。つまり、特別支援教育コーディネーターとは違った役割と専門性をもって、両者が協働している実態があると予測されるのである。

これまでの実際問題として、不登校等の困難な状態にある児童生徒の中には、発達障害のある(あるいは疑われる)児童生徒も多数潜在しており、スクールカウンセラーは学校現場でこうした児童生徒や保護者のカウンセリングも担当してきている。今後、特別支援教育を推進していく中で、特別支援教育コーディネーターと競合することなく、必要な役割を分担して互いの専門性を発揮することができれば、児童生徒への支援・援助がなお一層促進されることが期待される。

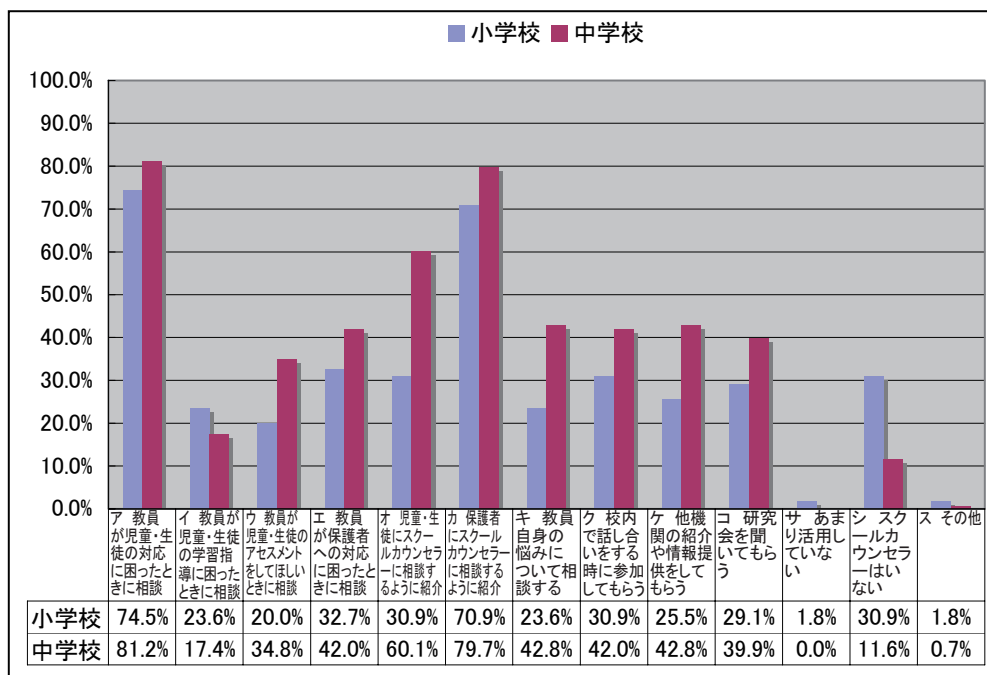


図1. スクールカウンセラーをどのように活用しているか

3. スクールカウンセラーに期待する専門性

「スクールカウンセラー」の名称からも読み取れるように、その役割はカウンセラーとしての営みが中心である。これは主として、クライアントと呼ばれる相談者との二者の契約関係に基づく、継続的で治療的な対話を通して、問題の解消を目指すものである。言い換えれば、個を対象として個の内にある心の問題を二者で解消していくことを目指す「密室型」の営みが中心であった。カウンセラーは「心の専門家」であり、教育の専門家ではない。個室で個を対象として、じっくりと思考することには慣れていても、子ども集団や教職員集団を対象にして即応的な判断や行動を求められることは専門性としてあまり求められてこなかった。これは特別支援教育コーディネーターに期待される専門性とは大きく違っているところである。特別支援教育コーディネーターは個の問題を対象としながらも、組織を動かす行動力が求められているからである。

では、こうした専門性の特徴をもったスクールカウンセラーは、実際に特別支援教育の枠組みの中でどのような役割を果たすことが期待できるだろうか。個に対するスクールカウンセラーの専門性を明確にして、その活用の方向性を整理してみたい。スクールカウンセラーの専門性を一言でいえば、『心の問題』に対する支援・援助ということになるだろう。これをもっと具体的な活動レベルとして表すならば、主として以下の3つのようになると考えられる。

①子どもの状態像と問題の実態把握（アセスメント）

知能検査・発達検査

心理検査

行動観察

→ 子ども理解の枠組みと関係者の共通理解を提供

②個別の対応（カウンセリング等の治療的介入型アプローチ）

子どもへの援助

保護者への援助

→ 子どもの心身の問題への対応、二次障害等への対応と解消＝直接的な援助

③心理教育的psycho-educationalなアドバイス等（コンサルテーション）

教職員への援助・啓発

学校組織への援助・啓発

保護者や地域への援助・啓発

→ 問題行動への対応の枠組みと校内全体での対応の共有化を提供 = 間接援助

①では、検査や観察を通して、子どもの状態像を発達心理学的あるいは臨床心理学的な観点から把握し、そうして見立てた（アセスメント）客観的な情報を、校内外の関係者間で共通理解するための枠組みを提供することが期待できる。こうした情報は、例えば、子どもと日常的に接触している教職員の見方や行動を共通化していく土台になったり、あるいは校内外の関係者を集めた事例検討会をより充実したものとして具体的な支援へと導いたり、さらには、個別の教育支援計画作成に活用することも可能となるだろう。

②では、①のアセスメントの情報を基に、個々の子どもや保護者への直接的な支援の役割が期待できる。スクールカウンセラーは、発達障害の可能性のある児童・生徒が、不登校や集団不適応等の問題行動を二次障害として生じている場合には、そうした二次障害の起因となっている心の問題にアプローチするための理論や技法を持っており、問題の解決や改善を図ることが可能だろう。

③では、教職員や学校組織、あるいは保護者や地域への支援・援助であり、直接子どもと対峙することがないという意味においては間接援助となる。具体的には、学級担任や校内検討会等でのコンサルテーション、あるいは研修会や講演等を通じて、校内外で子どもを支えるための雰囲気や仕組み、体制を作るための一助となることができるだろう。

以上、主要な3点の機能からスクールカウンセラーの専門性を整理した。特別支援教育コーディネーターは、こうしたスクールカウンセラーの専門性を十分に理解した上で、個々の子どもの支援ニーズに応じたさまざまな連携・協力を求めることが可能となる。特別支援教育コーディネーターの役割においては、スクールカウンセラーに期待できる機能を直接担うことよりも、そうした資源があることを校内外に伝えて、子どもへの支援・援助に結びつけていく連絡・調整の機能を果たすことが重要であると考えられる。

4. スクールカウンセラーとの連携の課題

各学校の校内体制や教職員の意識、地域の状況によっては、スクールカウンセラーにどのような機能を発揮するよう求めるかは違って来るだろう。まずは、スクールカウンセラーをはじめ各資源が十分に機能を発揮できるような校内外の組織体制作り、いわば土台作りが先決といった場合があることも考えられる。スクールカウンセラーの機能を個別の教育支援計画作成を中心に活用していく、あるいは、二次障害としての適応障害への対応を中心に活用していく、あるいはまた、校内研修会や学級担任へのコンサルテーションを中心に活用していく、地域や保護者の理解・啓発を中心に活用していく、等々。スクールカウンセラーとの連携によって、こうしたさまざまな校内の状況や支援体制の構築度に合わせて、その時に必要なスクールカウンセラーの機能を活用することが可能となってくる。しかし、一人一人のスクールカウンセラーによっても、その個性や持ち味、および得意不得意な面は違っており、どのような機能を活用するのが校内の支援体制をより活性化することにつながるのかを見極めることは、特別支援教育コーディネーターの役割として重要である。

また、必ずしもスクールカウンセラーが校内に配置されておらず、地域の拠点となる学校にしか配置されていない場合もあるだろう。このようなさまざまな状況を想定して、特別支援教育コーディネーターは、学校内の実態や学校外の地域の実状を把握することから始まって、スクールカウンセラーの個性を見立てる作業も同時に必要となってくると考えられる。こうした連携の糸を一本一本繋げて校内外に支援体制のネットワークを広げていくためには、連絡・調整の要となる特別支援教育コーディネーターが日頃からの情報収集や校内外の他領域に渡る信頼関係を築いておくことが大変重要な課題となってくることが予想される。

5. 養護教諭との連携

養護教諭は、校内の資源としてスクールカウンセラーよりも児童生徒や教員にとって身近な存在である。その役割や勤務の形態においても、校内体制の中で明確に位置付けられており、特別支援教育の推進においても大きな役割を果たすことが期待される。先述の調査においても「Q11.校内委員会の構成について」の質問項目で、「コ 養護教諭」は小学校で68.8%、中学校で64.8%が特別支援教育支援体制を推進する校内委員会の構成メンバーとして挙げられていた（図2）。

この結果からも、養護教諭の校内における基盤がスクールカウンセラーとは違って確実性があり、より校内での役割が大きいことを示している。教員間の意識としても、より身近な存在として信頼感も得られやすいだろう。

また、「Q14.支援が必要だと思われる児童・生徒に気付いた時の対応について重要と思われるもの」という質問に対して、「オ 教員が養護教諭に相談する」という回答が小学校で19.0%、中学校で19.7%となっていた。本調査においては、その対応の内容には触れていないので、養護教諭がどのような役割を果たしているのかまでは言及できないが、教員に対する支援という点で何らかの役割を果たしていることは実態として存在している（図3）

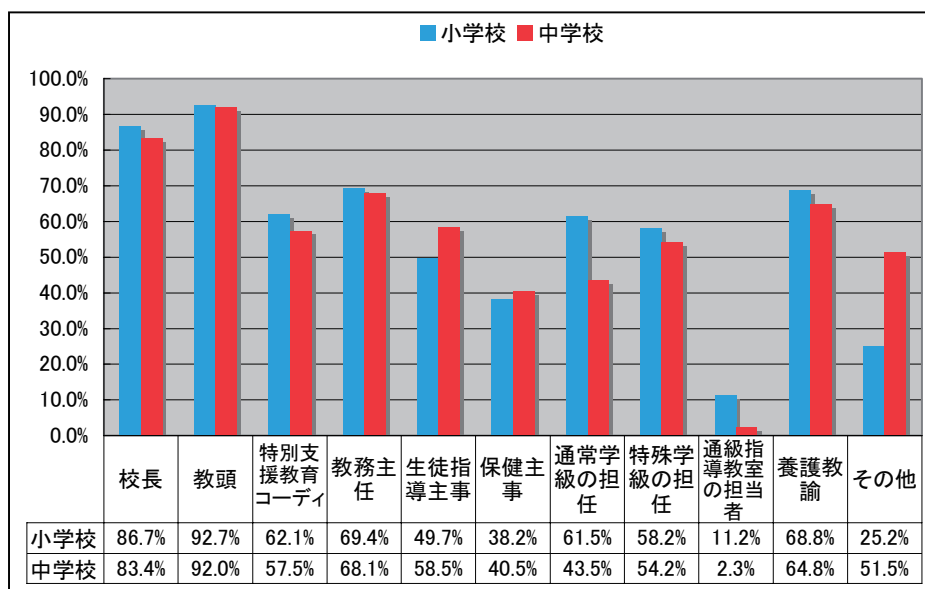


図2. 校内委員会の構成

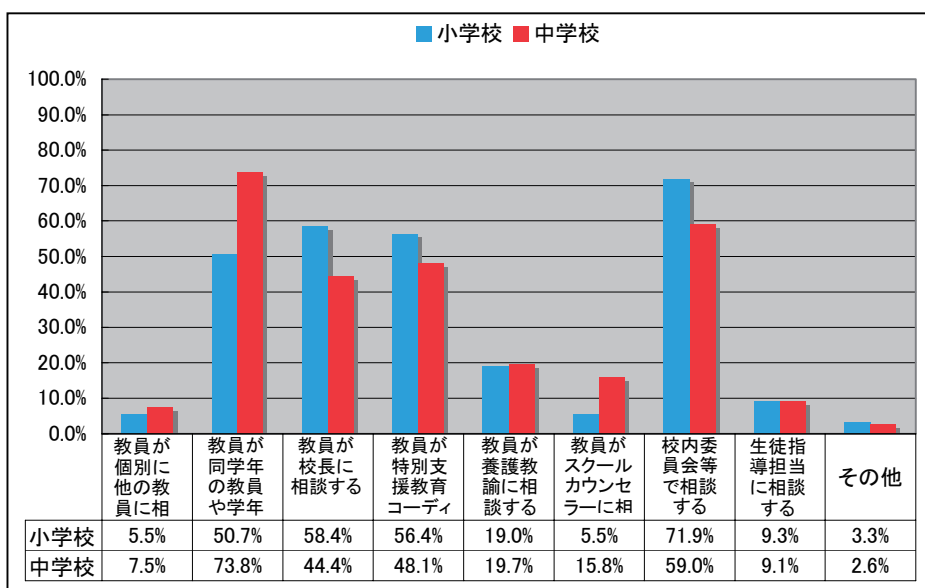


図3. 支援の必要な児童・生徒を見つけた時の重要な対応について

発達障害に起因する二次的な不適応状態を呈する児童生徒の中には、身体症状を示す事例も数多く存在する。また、不登校への対応として、保健室登校を実施している学校も少なくない。こうした場合には、養護教諭が校内でもいち早く児童生徒の問題を把握できる可能性がある。保健室登校などでは、児童生徒と接する時間が学級担任や教科指導担任よりも多く、実態把握を行いやすい可能性がある。子どもによっては、指導や評価をしない養護教諭に対して、より親しみや信頼をもって心を開く可能性が大きいので、その意味でも児童生徒の心身の実態把握を行いやすいと考えられる。

これらのことから、養護教諭との連携には、以下の役割が主に期待できると考えられる。

- ①特別支援教育が必要な児童生徒の早期発見と早期対応への可能性
- ②学級内での不適応や児童・生徒のパニック時における緊急避難的な場の提供
- ③服薬の管理等の医療的な対応の提供
- ④これらの保健室業務を通じた教職員への支援 etc.

これらの観点からも、特別支援教育コーディネーターが、日頃から養護教諭との連携を行っていることの重要性が示唆されている。

6. 関係機関との連携

関係機関との連携は未だ十分とは言えない。この背景として考えられることは、特別支援教育の校内体制が十分に整備されていないことが最も大きな理由として考えられる。これも先述の調査に示唆されている実態をみることができる。小中学校の連携の実態として、「Q41.（特別支援教育コーディネーターの役割として）どのような機関と連絡・調整を行っていますか」の質問に対して、「ケ教育委員会・教育センター」が小学校65.6%、中学校62.9%と最も多かった。特にこの質問項目で特徴的なことは、連携先の機関として、小学校では「ア 幼稚園、保育所」が48.1%で「ウ 中学校」が34.4%、中学校では「イ 小学校」が49.7%と他機関に比べて割合が多くなっていたことである。これはおそらく、各校の在籍児童生徒の実態把握と対応に際して、情報を収集することが多くの目的であろうと推測される。（図4）

こうした教育関係機関に対する積極的な連携に比して、教育関係以外の連携先機関としては、「カ 医療機関」が小学校48.6%、中学校40.4%となっており、「キ 福祉機関」が小学校33.9%、中学校29.8%となっていた。

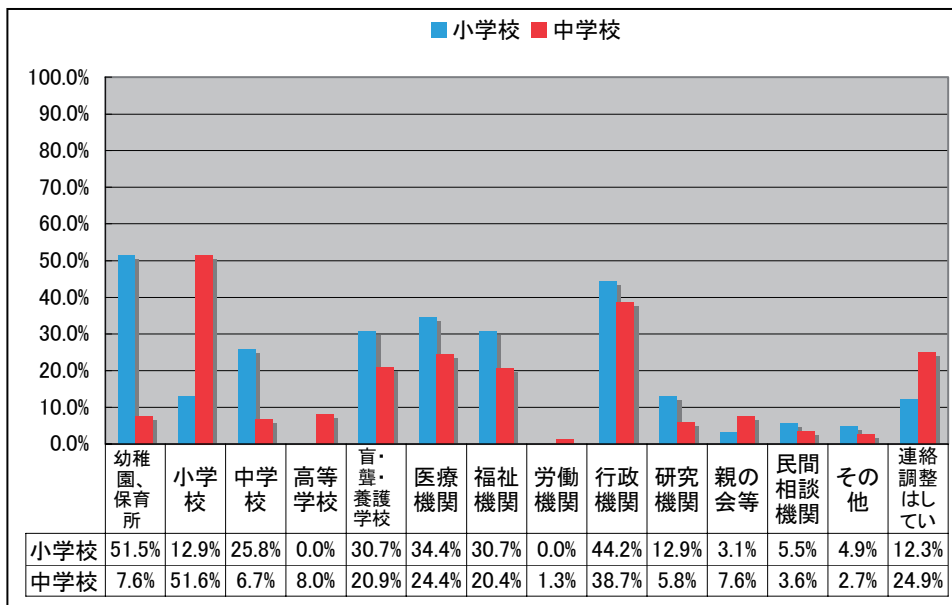


図4. どのような機関と連絡・調整しましたか

この結果が示唆していることとして、学校においては、自校内での指導や支援に関しての教育関係機関との連携には積極的であるが、子どもの生涯を見渡したトータルな視点から支援を組み立てるような他領域との連携に関しては、それほど積極的とは言えないということである。裏を返せば、未だ校内の体制が十分には整備されておらず、未だ生涯を見渡した支援にまでは至っていないとも言えるだろう。しかし、特別支援教育の体制そのものが始まったばかりの手探りの状況であることを考えれば、やむを得ないことでもある。

今後、こうした校内支援体制の整備と地域社会との連携を進めていく上で、その課題と課題を解決していくべき方向性は、福祉系のコーディネーター、特に特別支援教育と関連した「障害児（者）地域療育等支援事業」の中の地域生活支援事業を担当するコーディネーターの十年以上に渡る足跡の中から学ぶことができるのではないだろうか。

関係機関との連携を通して、ニーズに応じたサービスの提供と不足した資源やサービスの開発、そうした開発や提供の根拠となる「サービス調整会議」の企画・運営、サービス調整会議を通して他領域のコーディネーター同士の情報や問題意識の共有、そして子どもの生涯を見渡せるように他領域の専門性を集めた「支援計画」の作成などなど…。特別支援教育推進の体制においては、「広域特別支援連携協議会」と呼ばれるものに相当する機能ではあるが、福祉の領域においてはすでにそうした体制が機能している地域も多いはずである。そうであれば、教育の領域における支援体制の方が後発であり、地域における関係機関との連携に際しては、新しい体制を一から立ち上げるのではなく、既存の地域ネットワークにどのような形で参加していくことで十分にその機能を発揮できる可能性が考えられる。

特別支援教育コーディネーターがこうした視点をもって、関係機関との連携を組み立てていくことは重要であると考えられる。ただし、関係機関との連携を積極的に進めていくためには、特別支援教育コーディネーターの校内外での位置付けや役割を、地域に向けて明確な形で発信し、その独自性をも理解されるようにならなければ、単に関係機関と競合するだけの存在となってしまう危険性も考えられる。特別支援教育コーディネーターの地域における独自性を明確に発信していくことが、関係機関との連携における今後の課題なのではないだろうか。

<文献>

- 1) 大塚義孝 滝口俊子編「臨床心理士のスクールカウンセリング1 -その沿革とコーディネーター-」, 1998, 誠信書房
- 2) 倉光修編「臨床心理士のスクールカウンセリング2 -その活動とネットワーク-」, 1998, 誠信書房
- 3) 福岡寿編著「コーディネーターが開く地域福祉」, 2002, ぶどう社
- 4) 福岡寿「施設と地域のあいだで考えた」, 1998, ぶどう社
- 5) 加瀬進「免許問題等研究委員会報告(Ⅱ)」-特別支援教育コーディネーターについての研究-, 2005, 特殊教育学研究, 43(1), 67-76